平成２６年（フ）第１３号
兵庫県揖保郡太子町東南371番地５　アルダンＢ202号室、従前の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄864番地80
債務者　中原　輝美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１９号
青森県弘前市大字田町４丁目３番地３
債務者　小野　華代
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２０号
青森県弘前市大字田町４丁目３番地３
債務者　小野　弘二
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４７号
広島県福山市草戸町４丁目29番12号
債務者　金高三智世
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１４７号
東京都青梅市河辺町６丁目６番地の15サニーハイツⅡ203
債務者　村中　信之
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４４号
神奈川県大和市下鶴間3001番地46　エミネンス林間Ⅰ―101
債務者　竹内　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６７号
東京都東久留米市小山３丁目10番４号小山アパート101号
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２号
釧路市北園１丁目16番13号
債務者　藤井喜美子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月５日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２９５７号
東京都豊島区駒込３丁目３―４―108
債務者　尼崎　仁久
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９５８号
東京都豊島区池袋２丁目73―３―305
債務者　田村　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８９号
千葉県船橋市駿河台２丁目35―34
債務者　岡本　秀久
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０３０号
東京都狛江市駒井町２丁目30―18
債務者　小岩井朋代
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０５７号
東京都葛飾区東金町３丁目19―１　助六ビル３階
債務者　山口日呂紀
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０９０号
東京都青梅市吹上210―５
債務者　辻　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０９１号
東京都足立区保木間３丁目36―７―601
債務者　武井実恵子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０９２号
東京都世田谷区豪徳寺２丁目29―17―103
債務者　田中　賢明
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部